

# 手当のご案内

ひとり親家庭などのため、国・県および市では、各手当を支給しています。

該当すると思われる方は、お問い合わせください。



## 児童扶養手当(国)

離婚、行方不明、死亡などで父親と生計を共にしていない児童や、父親が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障がい者である家庭の児童を養育している方などに支給します。ただし、公的年金を受給している方には支給されません。

**支給期間** 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

**手当月額** 児童1人…41,720円

児童2人…46,720円

児童3人以上…児童2人の金額に1人増すごとに3,000円を加算

※支給開始より5年を経過したなどの場合は減額になります。ただし、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を提出していただければ引き続き受給できます。

**支給月** 4月・8月・12月

※所得制限により、減額されたり支給できない場合があります。

## 遺児手当(県・市)

親が離婚・行方不明・死亡した児童や、父親か母親が重度(身体障害者手帳1・2級程度、市は3級程度まで)の障がい者である家庭の児童を養育している方などに支給します。

**支給期間** 県は申請した月から、市は翌月から18歳に達する年度の3月まで  
(ただし、県は支給開始より5年間)

**手当月額(児童1人につき)**

県…4,500円(4・5年目は2,250円)、市…2,000円

**支給月** 県…4月・8月・12月、市…3月・9月

※所得制限により、支給できない場合があります。



## 特別児童扶養手当(国)

精神または身体に重度・中度程度の障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給します。

重度は、療育手帳A判定または身体障害者手帳1・2級程度です。中度は、療育手帳B判定、身体障害者手帳3級程度、または下肢障害や音声・言語機能障害が4級などの方です。

なお、内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により認められる場合があります。

**支給期間** 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

**手当月額(児童1人につき)**

1級(重度) …50,750円、2級(中度) …33,800円

**支給月** 4月・8月・11月

※所得制限により、支給できない場合があります。